

建業第 284 号の 4
建技第 545 号の 4
平成 31 年 3 月 1 日

交通基盤部各課長 様
交通基盤部出先機関の長 様
各農林事務所の長 様

建設支援局長

「『平成 31 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について』の運用に係る特例措置について」の運用について（通知）

このことについて、平成 31 年 2 月 28 日付け建業第 284 号、建技第 545 号にて、建設支援局長から「平成 31 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について通知したところですが、具体的な取扱いについては別紙 1 のとおり定めたので通知します。

担当：建設業課指導契約班

電話：054-221-3059

担当：建設技術企画課技術調査班

電話：054-221-2131

別紙 1

『平成 31 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について』の運用に係る特例措置について」の運用

1 対象工事等

本運用の対象となる工事等は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- (1) 平成 30 年度公共工事設計労務単価【第 1 期】を適用して予定価格を積算し、平成 31 年 3 月 1 日以降に契約を締結した工事
- (2) 静岡県建設工事請負契約約款第 52 条、その他の契約書にあつては定めのない事項について協議することを条項に定めている工事等

2 受注者への通知

発注者は、受注者が特例措置に基づく契約金額の変更の協議を請求できることを、別紙様式 1 の通知文で受注者に伝える。

3 契約金額の変更の協議

(1) 受注者からの申請

契約金額の変更を請求する場合、受注者は通知日から 2 週間以内に別紙様式 2 を発注者に提出する。

(2) 変更金額の算定

発注者は、設計変更の手続きを開始し、変更増加額を算定する。

(使用している単価期を当初契約月の単価期に置き換えた変更設計書を作成し、変更増加額を算定する。また、設計積算システム「SMILES」を使用して作成された設計書については、別紙 2 を参照。)

(3) 協議開始日

請求を受けた日から 7 日以内（土日祝祭日含む）に協議を開始するものとする。

(4) 受注者への協議について

発注者は、別紙様式 3 により契約金額の変更に関する協議を行う。

(5) 変更契約

受注者は、(4)に異議がなければ変更契約を行う。

4 その他

- (1) 今回の特例措置は、受注者からの請求があつた場合にのみ、協議を行う

こと。なお、協議の請求期限は発注者の通知日から2週間以内（土日祝祭日含む）までとする。

- (2) 対象は、旧労務単価を適用し、平成31年3月1日以降に契約を締結する工事とする。
- (3) 機労材全てを変更の対象とする。
- (4) 平成31年2月28日以前に契約したものは静岡県建設工事請負契約約款第25条第6項を適用する。
- (5) 不調・不落となった場合には、最新の単価期において再積算すること。

様式 1

〇〇第 号
平成 31 年 月 日

様

静岡県〇〇事務所長

平成 31 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価に基づく契約変更の
取扱について（通知）

平成〇〇年度<<契約名を記入>>については、平成 30 年度静岡県建設資材等価格表（公共工事設計労務）【第 1 期】を適用し、契約締結を行ったところですが、平成 30 年度静岡県建設資材等価格表（公共工事設計労務）【第 2 期】が上昇していることから、特例措置として、〇〇契約第〇条<<静岡県建設工事請負契約約款第 52 条、その他の契約書の場合は、契約書名及び定めのない事項について協議することを規定している〇条を具体的に記入>>に基づき、新労務単価に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を請求することができます。請求する場合には、下記に留意のうえ手続きを行ってください。

記

- 1 変更の協議を希望する場合は、様式 2 により本通知から 2 週間以内に請求すること。
- 2 1 の請求後、静岡県から契約金額の変更の協議を行います。
- 3 請負代金額が変更された場合は、別紙「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成 31 年 2 月 22 日付け国土入企第 55 号）の趣旨にのっとり、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応すること。

担当
電話

様式 2

平成 31 年〇月〇日

静岡県〇〇事務所長 様

受注者
住所
商号又は名称
代表者氏名

「平成 31 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の
運用に係る特例措置による契約金額の変更について（請求）

平成 31 年〇月〇日付けで契約締結した平成〇〇年度<<契約名を記入>>については、下記のとおり契約金額の変更を請求するので〇〇〇契約<<静岡県建設工事請負契約約款第 52 条、その他の契約書の場合は、契約書名及び定めのない事項について協議することを規定している〇条を具体的に記入>>に基づき契約金額の変更協議を請求します。

記

工事名
路線河川名
工事箇所
契約金額
変更請求概算額 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇.-（増額）

様式 3

平成 31 年〇月〇日

受注者
商号又は名称
代表者指名

静岡県〇〇事務所長

「平成 31 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置による契約金額の変更について（協議）

平成 31 年〇月〇日付けで請求のあった標記について、〇〇〇契約<<静岡県建設工事請負契約約款第 52 条、その他の契約書の場合は、契約書名及び定めのない事項について協議することを規定している〇条を具体的に記入>>に基づき、下記のとおり協議する。

なお、承諾については変更契約書 2 部を作成し、記名押印のうえ提出されたい。

記

- 1 工事名<<あるいは業務委託名>> 平成〇〇年度〇〇工事
- 2 変更契約金額 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇.-（増額）
 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥〇〇〇,〇〇〇.-
- 3 協議が整わない場合
 協議開始日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 その他
 静岡県建設工事請負契約約款に基づく工事については、同第 25 条 1 項中「請負契約締結の日」を、「本契約変更締結日」と読み替えるものとする。

SMILES 操作方法（参考）

- ① 変更設計書作成時に鏡画面の「単価適用年月」を当初契約月へ変更してください。（図 1）
 - ※ 「歩掛適用年月」は変更しないでください。
- ② 更新ボタン押下時に単価期変更の確認メッセージが表示されます。「OK」を押下し、単価適用年月を一括変更してください。（図 2）
 - ※ 「キャンセル」を押下した場合、内訳表・明細表に反映されませんのでご注意ください。

図 1 設計書鏡登録（工事）画面

図 2 確認メッセージ

- ③ 設計書鏡において変更できるものは、システム内に単価が登録されているもののみとなっていますので、手入力した単価等については、再度当初契約月の単価等を入力願います。
- ④ 設計書印刷より設計書を出力し、「基本単価」のみが鏡画面にて指定した当初契約月に変更されたか確認してください。(図3)

図3 設計書鏡

(30-HIC02-23-11-01-01-10)		建設支援局建設技術企画課		1 頁
平成30年度 変更第1回設計書		審査 設計者		
		*積算 SE		
工事番号 (設計書コード)	30-HIC02-23-11-01			
建設工事名	平成30年度 [第30-HIC02-23号] 工事			
路線河川名	建設工事箇所			
建設工事金額	1,296,000円	(設計)	1,475,280円)	
工 期				
建設工事概要				
歩掛・単価適用年度	平成31年 1月	基本単価	平成31年 3月	地区コード 000 地区
起 終 点 指 定	↔			
内訳表、施工単価表に記載されている機械の機種などは該当機種の使用を指定するものではなく設計上の参考である				

(注意事項)

- システムの操作にて「歩掛適用年月」は変更しないでください。
- 出力された設計書鏡において、基本単価の適用月だけが変更となっていることを確認してください。
- 手入力されたデータは再度手入力してください。
- 単価期を変更すると処理施設検索を使用して処分費を設定している場合、処分費情報がクリアされるので、再度入力してください。
- 変更契約日が4月1日以降で、引き渡し日が10月1日以降の工事については、増額分に消費税10%が適用されますので御注意ください。